

# 広島県立びんご運動公園に係る指定管理者の候補者の選定について

都市環境整備課

広島県立びんご運動公園の指定管理者について、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定に基づき設置した広島県指定管理者選定委員会都市部会（以下「都市部会」という。）での審査の結果、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

## 1 指定管理者候補者

候補者	イズミテクノ・RCC文化センター・シンコースポーツ共同企業体
代表者	株式会社 イズミテクノ 代表取締役 徳田 隆
住所	広島市西区商工センター二丁目3番1号
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日（予定）
申請提案額	834,000千円（税込）（5年間・予定）

### 【選定理由】

都市部会において、申請者から提出された書類やヒアリング結果を踏まえ、総合的に審査した結果、候補者に適格性があると判断した。

## 2 施設の概要

所在地	尾道市栗原町997番地
施設の設置目的	備後地域住民のスポーツと多様なレクリエーション活動の振興に資するため
面積	87.6ha
主な施設	健康スポーツセンター，陸上競技場，テニスコート，野球場，球技場，コミュニティプール，冒険の森，多目的広場，オートキャンプ場など
現指定管理者	イズミテクノ・RCC文化センター・シンコースポーツ共同企業体

## 3 申請者

申請者名	所在地	代表者名
イズミテクノ・RCC文化センター・シンコースポーツ共同企業体	広島市西区商工センター二丁目3番1号	徳田 隆
株式会社 イズミテクノ	広島市西区商工センター二丁目3番1号	徳田 隆
株式会社 RCC文化センター	広島市中区橋本町5番11号	武田 信晃
シンコースポーツ中国株式会社	広島市東区東蟹屋町5番5号	石崎 健太

## 4 広島県立びんご運動公園指定管理者選定状況

### (1) 都市部会委員

部会長	樋口 稔 (広島県土木建築局都市環境整備課長)
委員	工藤 亮 (高橋和司公認会計士事務所公認会計士) 砂橋 昌義 (広島県レクリエーション協会事務局長) 堂本ひさ美 (公益財団法人広島県体育協会常務理事) 細田みぎわ (広島女学院大学人間生活学部生活デザイン学科教授) 前田 章湖 (前田社会保険労務士事務所社会保険労務士) ※委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

都市公園は、利用者の安全対策を含むサービス向上や施設の利用促進を担保するため、『Ⅰ 利用者サービスの向上・確保』及び『Ⅱ 利用促進, 新たなイベントの提案』に配点の重点を置いて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウェイト	申請者 の得点	主な評価及び選定理由
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園日, 利用時間などは, 利用者ニーズに的確に応えたものか</li> <li>・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか</li> <li>・利用者等からの要望や苦情への的確な対応ができるか</li> <li>・利用者の安全対策が取られているか (緊急時の避難体制を含む)</li> <li>・新型コロナウイルス等を踏まえた感染症対策に係る考え方はどうか</li> <li>・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか</li> </ul>	20	15.3	○指定管理者のこれまでの実績から, 施設の利用について円滑な管理運営が見込まれると評価された。
Ⅱ 利用促進, 新たなイベントの提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か</li> <li>・利用促進対策, 利用者増への取組がなされているか</li> <li>・広報活動等に係る内容 (計画) は適当か</li> <li>・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか</li> <li>・県施策への協力等に係る考え方はどうか</li> <li>・特定の者等に有利な利用とならないか</li> </ul>	20	15.7	○スタッフの体制や集客への取組の弱さが指摘されたものの, 今あるものからステップアップした計画となっており, 積極的な取組姿勢等が評価された。

審査基準	審査の項目	配点 ウェイト	申請者 の得点	主な評価及び選定理由
Ⅲ 維持管理水準の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか</li> <li>・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか</li> <li>・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか</li> </ul>	15	10.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「不具合箇所見える化」の取組など、積極的に施設の修繕等を行う姿勢が評価された。</li> <li>○指定管理者としてのこれまでの実績から、適切な業務の実施が見込めると評価された。</li> </ul>
Ⅳ 申請者の経営状況・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か。</li> <li>・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか</li> <li>・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか。</li> <li>・有資格者、経験者の配置状況は適切か</li> <li>・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか</li> <li>・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か</li> <li>・不測の事態への対応（保険等）はどうか</li> <li>・財務状況は健全か</li> </ul>	15	11.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者としてのこれまでの実績から、適切な運営体制が確保されると評価された。</li> </ul>
Ⅴ 申請者の取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的・公共性の理解度はどうか</li> <li>・地域や関係団体等との連携体制が取れるか</li> <li>・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか</li> </ul>	10	8.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者としてのこれまでの実績から、地域や関係団体との連携体制の継続は十分に見込めると評価された。</li> </ul>

審査基準	審査の項目	配点 ウェイト	申請者 の得点	主な評価及び選定理由
VI 申請提案額（金額評価）	最低提案額/申請提案額×10 （※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格	10	10.0	○管理費用基準額を下回っている。 申請提案額 834,000千円
VII 申請提案額の現実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請提案額と事業計画は整合しているか</li> <li>・経費の効率化の方策の内容はどうか</li> <li>・収益増への取組内容はどうか</li> </ul>	10	7.0	○具体的な事業計画であり、実現性に問題はないと評価された。
合計点数		100	78.7	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。